



## <手続方法概要>

詳細は厚生労働省HPの案内を必ずご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066319.pdf>

### 【受講前】

教育訓練給付金の手続は、受講者が訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、受講開始日の2週間前までに必要書類をハローワークへ提出し、受給資格確認手続きを行う必要があります。本プログラムの受講開始日は、「2024年10月19日」です。

受給資格について決定された場合、ハローワークから教育訓練受講予定者に対して、教育訓練給付金及び「教育訓練支援給付金受給資格者証」が交付されます。受給資格者証は受講修了後の実際の支給申請時にも必要になりますので、大切に保管してください。

### 【受講後】

特定一般教育訓練を受講修了した時は、受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内が支給申請期間になります。受講者が必要書類を持参しハローワークへ申請することが必要です。

なお、本プログラムの受講終了日は、「2025年3月15日」です。

上記に係る詳細やその他詳細のご質問は、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

以 上